

大阪市立中央小学校

「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

大阪市立中央小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心を持ち、自らすすんで学ぶ、たくましい子どもを育成する」ために「大阪市立中央小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

- ・人権教育の充実
（子どもの自尊心を高め、ちがいやよさを認め合える集団育成の取組を推進する）
- ・道徳教育の充実
（人間尊重の精神に根ざした豊かな心を育てる教育活動を推進する）
- ・学校行事の充実
（遠足や集団宿泊的行事をはじめ多くの学校行事を通して、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を充実させる）
- ・児童会活動の充実
（あいさつ運動やたてわり班活動の充実を図り、全校児童のふれあいを深める取組を推進する）

② 未然防止・早期発見のための取組

- ・日々の観察
（学活や清掃等、教職員が児童とともに過ごす機会を、積極的に設ける）
- ・教育相談
（教職員と児童の信頼関係を形成し、日頃から気軽に相談できる環境をつくる）
- ・スクールカウンセリング
（気になる児童に対して、積極的に養護教諭やスクールカウンセラーによるカウンセリングを行う）
- ・いじめ実態調査アンケート

(学期に1回、6月・11月・2月に実施し、早期発見の手立てとする)

・いじめについて考える日の設定

(学校長や生活指導部長による全校朝会での講話、各学級担任による講話を実施)

③ 家庭・地域との連携

・学校協議会、民生委員との懇談会、PTA実行委員会や学級懇談会等を通じて、児童の実態・指導方針等の情報交換をする。

(ホームページ等を活用し、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う)

3. いじめの未然防止についての取組

<基本的な考え方>

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に豊かな人権尊重の意識が醸成され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動のそれぞれの特性に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士が信頼に基づく人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(1) 授業改善

① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応で重要な点

・「学校は学習をする場であること」を児童や保護者に意義づけする。

・教職員が同じ方針で指導にあたり、授業規律を全校で徹底する。

② 研究授業や公開授業等「楽しくよくわかる授業」づくりにおける具体的な取組

・習熟度別少人数授業等、個に応じた授業の充実を図る。

・一人一台学習端末等のICT機器を活用した授業の推進。

③ 指導力の向上に関する取組

・新任研修やOJT研究授業、また相互公開授業等の機会を活用し、互いの授業を評価し、指導力の向上を図る。

・メンター研修や各教科研修等の校内研修を充実させ、教職員同士が連携して指導力の向上をめざす。

・保護者の授業参観のみならず、地域への授業公開を実施し、開かれた学校づくりを推進するとともに、評価を得る。

(2) 自己有用感を高めるために

① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組

・春の遠足や修学旅行、自然体験学習等の遠足・集団宿泊的行事。

・学習への意欲向上を一層高める学習発表会などの文化的行事。

- ・厳粛で清新な気分を味わえる儀式的行事。
- ・集団行動の体得、また責任感や連帯感の涵養に資する平素の体育学習や体育学習発表会等の健康安全・体育的行事。
- ・勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養うクリーンアップ活動等の勤労生産・奉仕的行事。

②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

- ・児童会を中心に、あいさつ運動を推進する。
- ・ふれあい集会や児童集会等の、たてわり班活動を充実させる。

③児童を認め、誉める指導を充実させるための取組

- ・さまざまな場面での児童の活躍を、全校朝会等で表彰する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

①道徳教育や学級活動の充実を図る取組

- ・道徳教育を充実させることにより、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、自分自身の生活や行動を省みるようにする。
- ・日常の学級活動の時間を重視し、他人を思いやる心や人権意識を高揚させ、「いじめをしない・させない・許さない」という人間性豊かな心を育てる。

②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

- ・中央小学校人権教育推進三部会活動方針の年間指導計画に従って取組をすすめることにより、相手の人権を尊重する豊かな心を育てる。

③「傍観者」もいじめに加担しているということを認識させるための指導

- ・教職員に「認められた」という自己有用感を持たせ、児童との信頼関係を築く。
- ・心の通い合うあたたかい学級経営や教育活動を、学年や学校全体で展開し、子ども同士が行動の間違いを指摘し合える環境づくりをめざす。

④情報モラルに関する取組

- ・学年の人権教育の取組などを通じて、悪口や誹謗中傷等のネット上のいじめを防止する。
- ・南警察署や難波少年サポートセンターの啓発資料等を有効に活用する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童観察の充実と情報の共有化（ささいな変化に気づくことができる体制づくり）
- ② 変化の記録（5W1H…誰が何をいつどこでなぜどのように）
- ③ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施
- ④ 養護教諭やスクールカウンセラーの相談
- ⑤ 外部機関との連携

（南警察署・こども相談センター・家庭児童相談室[区役所]・難波サポートセンター等）

⑥ いじめ相談窓口の周知

○電話教育相談（こども専用）こども自身から悩みなどへの相談

電話：06-4301-3140（月から金曜<祝日、年末年始を除く>9時～19時受付

○24時間電話いじめ相談…毎日24時間いじめに関する相談をお受けします。

電話：0120-0-78310（全国共通）

※一部のIP電話、PHSではつながりませんので、次の番号をご利用ください。

月～金曜 9時～19時（祝日、年末年始を除く）電話：06-4301-3140

⑦ 一人一台端末のを用いた「相談」機能の活用

5. いじめの早期解決の取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制
- ②全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり
（情報の共有化・教職員の連携等）
- ③被害児童の保護、加害児童への指導
- ④警察などの関係機関との連携
- ⑤家庭・地域との連携
- ⑥ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用
 - ・大阪府警察本部やアドバイザーが設置する専用相談電話の活用
 - ・大阪府警察本部やアドバイザーから提供される最新情報の共有

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ防止対策委員会

<構成メンバー>

- ・管理職・生活指導部長・教務主任・学年主任・人権教育担当・養護教諭、SC、SSW

<役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

②常設の委員会、事案発生時の委員会の設置など

- ・常設の委員会として、生活指導連絡会と連動して情報の共有を図る（毎月）。
- ・事案発生時は、学校長指示のもと直ちに上記メンバーが集まり、また必要に応じて、当該学級担任も加わる。

【年間計画】

いじめ対策委員会 年11回

- 4月 指導方針、指導計画の周知
- 5月 情報共有、いじめ防止対策委員会、生活指導連絡会、いじめについて考える日①
- 6月 情報共有、いじめ防止対策委員会、生活指導連絡会、いじめアンケートの実施
- 7月 情報共有、いじめ防止対策委員会、生活指導連絡会
- 9月 情報共有、いじめ防止対策委員会、生活指導連絡会
- 10月 情報共有、いじめ防止対策委員会、生活指導連絡会
- 11月 情報共有、いじめ防止対策委員会、生活指導連絡会、いじめアンケートの実施
- 12月 情報共有、いじめ防止対策委員会、生活指導連絡会
- 1月 情報共有、いじめ防止対策委員会、生活指導連絡会、
- 2月 情報共有、いじめ防止対策委員会、生活指導連絡会、いじめアンケートの実施
いじめについて考える日②
- 3月 本年度のまとめ、来年度の課題検討

【アンケート調査等】

- ① 児童対象いじめ実態調査アンケート
(学期に1回、6月・11月・2月に実施)
- ② 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
- ③ 一人一台端末を用いた「心の天気」や「相談機能」の活用

【研修会】

- ・人権教育実践研修会等への積極的な参加

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発
 - ・学校の様子や情報をタイムリーに発信する。
- ② 学校協議会への提案・協力体制
 - ・事案が発生した場合、速やかに学校協議会会長に連絡し、協力体制を整える。
- ③ 委員会への地域諸団体や関係機関の参加要請
 - ・南警察署・こども相談センター・家庭児童相談室[区役所]・難波サポートセンターとの情報交換を日頃から密に行う。

(3) 取組内容の検証

- ① PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
 - ・取組内容を「運営に関する計画」で検討し、常に内容を改善していく。
- ② 取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法
 - ・教職員に、取組評価アンケートを実施する。
 - ・学校協議会やPTA実行委員会で意見を聞き、取組方法の工夫改善を行う。

7. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

※以下の①～④について、学校長の判断と指示のもと迅速に対応できるよう、教頭・生活指導部長を中心に、日頃から体制を整えておく。

- ① 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③ 被害児童及びその保護者への適切な情報提供
- ④ 教育委員会への報告等、関係諸機関との連携

※ いじめ発見の際の流れ

